

外国法人による台湾投資・会社設立 完全ガイド

（対象：外国法人による直接投資を通じた台湾子会社設立。以下では有限会社形態を例として説明します。）

本ガイドは、海外で適法に設立された外国法人（Foreign Corporate Investor）が、台湾（主に台北市を例示）に子会社を設立する際の実務手続を体系的に整理したものです。

【想定所要期間】

約 8～12 週間

（実際の所要期間は、書類認証の進行状況および銀行の KYC／本人確認審査の状況により変動します。）

第 0 段階：投資前の計画および書類認証

0.1 事前計画の主要ポイント

- **会社名**：中国語社名を 3～5 案、英語社名を 1 案 準備することを推奨します。
英語名は銀行口座開設や貿易関連手続で使用されることがあります。
- **営業所在地**：特に台北市では建物用途規制が厳格なため、事前に当該所在地が会社登記・営業用途に適合するか確認が必要です。
- **出資形態**：
 - 外国法人による **100%出資の完全子会社** とするか
 - 台湾の現地パートナーとの **合弁会社** とするか
を事前に決定します。
- **指定代表者**：外国法人は、台湾子会社の **董事（Director）** として自然人 1 名を指定する必要があります。
この者は、銀行での口座開設手続のため **実際に台湾へ渡航可能** でなければなりません。
- **資本金の目安**：将来的に外国人マネージャーまたは代表者の就労許可を申請する予定がある場合、資本金は **最低 NT\$500,000 以上** とするのが一般的です。

0.2 授權および公証・認証

法人そのものは物理的に出頭できないため、通常は台湾の会計士または弁護士を代理人として授権し、各種申請を進めます。

- **必要書類**

1. **董事会決議書または株主決議書**

台湾への投資決定、投資金額、指定代表者の内容を明記する必要があります。

2. **委任状（Power of Attorney / POA）**

投資許可申請および各種設立登記手続を代理人に委任するための書類です。

3. **投資者確認書類**

例えば以下を含みます。

- 会社設立証明書（Certificate of Incorporation）
- 存続証明書（Proof of Good Standing）
- 董事・株主名簿
- 最終受益者（UBO: Ultimate Beneficial Owner）に関する情報

- **認証要件**

上記書類は、原則として投資者所在国で **公証（Notarization）** を受けたうえで、最寄りの **台北駐外経済文化代表処（TECO）** による認証を受ける必要があります。

第1段階：会社名予約および営業場所事前審査

- **会社名予約**

經濟部に中国語社名の予約申請を行い、通常 **6か月間** 保留されます。

- **営業場所事前審査（主に台北市）**

台北市では住居用・商業用の用途規制が厳しく、賃貸借契約締結前に、その住所で **事務所または店舗として使用可能か** を確認する必要があります。

- **リスク注意事項**

仮に会社登記自体が一旦認められても、純住宅地域で違法に事務所利用していた場合などには、**NT\$60,000～NT\$300,000 の罰鍰** を科され、さらに **移転命令** を受ける可能性があります。

第2段階：投資許可申請および資本金送金

- **外国投資許可の申請**
経済部投資審議関連機関に対し、**投資計画書** および **UBO 情報** 等を添付して申請します。
- **準備口座の開設**
指定された**董事本人**が、台湾の **外貨取扱指定銀行** に出向いて、会社名義の **籌備處（準備口座）** を開設します。
- **資本金の送金**
資本金は、**外国法人自身の海外銀行口座** から、台湾の準備口座へ送金しなければなりません。
- **送金コード**
「310」（外国股本投資）を使用します。
- **重要な制限**
株主本人以外の口座からの送金、または **台湾域内資金からの振込** は、原則として認められません。

第3段階：会計士による資本検証および設立前書類準備

3.1 会計士による資本金査証報告

台湾会社法上、投資審議機関が着金内容を確認していても、会社設立登記の段階では、別途 **台湾の独立した会計士による資本金査証報告書** が必要です。

3.2 設立書類の準備

通常、会計士事務所が以下を含む一式書類の準備を支援します。

- **定款（Articles of Incorporation）**
- **株主同意書（Shareholders' Consent）**
- **董事就任承諾書（Director's Consent to Serve）**

3.3 マネー・ローンダリング防止（AML）申告

最終受益者（UBO）に関する情報は、申告対象であるだけでなく、実質的な確認・検証が求められます。

- **主な必要資料**

- 銀行通帳コピー
- 預金残高証明書

第4段階：会社設立登記

- **管轄機関**
經濟部商業發展関連機関、または台北市商業処
- **手続内容**
会計士の査証報告書および設立関連法定書類一式を提出します。
- **効果**
承認後、会社は正式に **法人格** を取得します。
- **取得書類**
 - 会社設立登記核准函
 - 会社登記表
- **結果**
この段階で、正式な **8桁の統一番号 (Tax ID / Unified Business Number)** が付与されます。

第5段階：税籍登記（営業税登録）

- **管轄機関**
国税局
- **手続内容**
営業所在地を管轄する税務機関に対し、税籍登記を行います。
- **補足要件**
一部地域では、なりすまし防止の観点から、指定董事本人による **面談** または **書類への署名** が求められる場合があります。
- **結果**
税籍登記核准函 を取得します。

第6段階：発票（インボイス）利用開始手続

- **電子発票と購票証**
デジタル管理の観点から、**電子発票 (Electronic Invoice)** の利用を推奨します。
なお、紙の統一発票を使用する場合は、事前に **統一発票購票証** の取得が必要です。

- **手続方法**
 董事本人または授権代理人が、**会社印鑑・代表者印鑑・登記書類** を持参し、**税務機関**で設定手続を完了します。
- **結果**
 会社は正式に **発票を発行し、販売活動を行う法的資格** を備えることとなります。

第7段階：準備口座から正式な会社口座への切替え

- **取扱銀行**
 準備口座を開設した**外貨取扱指定銀行**
- **必要書類**
 - 会社設立登記核准函
 - 会社登記表
 - 定款
 - 正式な会社印鑑
- **銀行で行われる処理**
 口座名義から「**籌備處**」の表記が削除され、正式な法人口座へ変更されます。
- **結果**
 - 銀行届出印の更新
 - 署名カード（signature card）の更新
 - 以後、会社は資本金を正式に事業運営へ使用可能となります。

第8段階：設立後のコンプライアンス対応

- **就労許可（Work Permit）**
 投資を行ったこと自体は、直ちに台湾で就労できる権利を意味しません。
 外国人代表者が台湾で勤務し、報酬を受け取る場合は、別途 **労働部への就労許可申請** が必要です。
- **居留証（ARC）**
 就労許可取得後、それに基づいて居留申請を行います。
- **会計・税務コンプライアンス**
 台湾の税務制度は複雑であり、例えば **2か月ごとの営業税申告** など継続的な法令対応が必要です。

そのため、設立後は 会計士事務所へ記帳・申告・法令遵守対応を継続
委任すること を強く推奨します。